

佐賀県東部工業用水道規程第一号

佐賀県東部工業用水道文書管理規程（平成二年佐賀県東部工業用水道規程第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第二条第一項中「規定」の下に「（同規程第四十五条第二項、第四十七条第二項及び第四十九条の規定を除く。）」を加え、同条第二項を削る。

附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。